

「国民年金」に関するQ&A



① 老齢年金は、支払った分を将来受け取ることができるの？

若い方の中には「支払った保険料よりも将来受け取る年金の方が少なく、確実に損をする」と思い込んでいる方も多いようですが、試算をすると、以下のようになります。

●納める保険料 16,610円（月額保険料）×480月（40年間）＝7,972,800円…①

●受け取る年金額 780,900円（年金額／年）…②

①÷②≒10.21 →年金の損益分岐点は、おおよそ「10年ちょっと」となります。

※国民年金は、一概に保険料などをベースに損得で判断するべきものではありません。国民年金保険料を納めていれば、万が一の際に「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」などの保障を受けることができます。（上記の試算は、令和3年度のものです。）

② 年金保険料の「免除」や「猶予」を利用した場合、将来の年金額にどのような影響があるの？

免除や猶予を受けた場合、全額納付した場合と比べて、老齢基礎年金は少なくなります。障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取るための要件を満たすため、納付が困難な場合は、必ず申請を行ってください（所得制限有り）。また、猶予期間は、国民年金を受け取るために必要な受給資格期間となりますが、年金額への反映はありません。老齢基礎年金額を増やすためには、追納する必要があります。免除・猶予制度については、18ページを参照してください。

【参考例】

40年(480月)のうち、10年間を「未納」とした場合 → 585,675円(年額)

40年(480月)のうち、10年間を「全額免除」とした場合 → 683,287円(年額)

③ 65歳を迎えたけど、老齢基礎年金の請求権がないと言われたのはなぜだろうか？

令和2年9月時点において、持ち主不明の年金記録が約1,806万件残っています。「転職が多い」「姓が変わったことがある」「名前の読み方がいろいろある」、これらの項目に該当する方は、「ねんきん特別便」や年金事務所でご自身の年金記録を改めて確認してください。

詳しい年金制度については、動画「知っておきたい年金のはなし」
（日本年金機構作成）をご覧ください。



▲動画はこちら



支援員からのメッセージ

①年金保険料は「未納」にしない。「免除」や「猶予」制度を、必ず利用してください。

②人生は遡れませんが、納付は遡ることができます。過去10年以内に免除がある方は、追納することで年金額を増やすことができます。できる限り活用しましょう。

③日本の公的年金制度は、人生を支える「保険」です。安定した生活の基礎にしてください。

